

令和2年度財政健全化判断比率等をお知らせします。

地方自治体(町など)が財政破綻してしまうと、住民のみなさまの生活に重大な影響を及ぼします。

具体的には、税金をはじめ公共料金や保育料の値上げ、小学校の統廃合や補助金の廃止・削減、道路整備などの中止・延期など様々な行政サービスが低下してしまいます。

こういったことにならないように、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)に基づき、財政状況を数値化し、公表することで、深刻な状況に陥ることを回避し、早期に健全化対策を講じることとなっています。

もし算定された数値が悪ければ、必要な措置が講じられることとなります。

この指標による日高町の財政状況は下表のとおりで、今のところ心配ありません。

今後も、住民のみなさまにご心配をおかけすることのないよう、引き続き健全財政の運営に努めてまいります。

財政健全化判断比率

	日高町の比率			判断基準	
	令和2年度	令和元年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
				イエローライン	レッドライン
実質赤字比率	—	—	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%	30.0%
実質公債費比率	9.0%	8.6%	0.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	68.3%	72.0%	△3.7%	350.0%	

(注)【実質赤字比率】、【連結実質赤字比率】は、黒字の場合『—』となります。

資金不足比率

	日高町の比率			判断基準
	令和2年度	令和元年度	増減	
水道事業会計	—	—	—	20.0%
下水道事業特別会計	—	—	—	20.0%

(注) 資金不足額がない場合『—』となります。

☆用語解説

○財政健全化判断比率等とは

財政健全化判断比率等とは、【財政健全化判断比率】と【資金不足比率】です。

★ 財政健全化判断比率は、次の4つの比率からなっています。

- ① **実質赤字比率** 一般会計等の単年度の赤字の程度で、財政運営の深刻度を示すものです。
- ② **連結実質赤字比率** 一般会計等と特別会計の全ての会計の単年度の実質赤字の程度で、町全体の財政運営の深刻度を示すものです。
- ③ **実質公債費比率** 一般会計の借金返済額に特別会計や一部事務組合における借金返済額に充てるために一般会計から支出した額を合算した額から交付税措置分等を差し引いた実質的な一般会計の負担の程度で、借金返済にかかる資金繰りの危険度を示すものです。これは3年間の平均値で示されます。
- ④ **将来負担比率** 一般会計が全ての会計と一部事務組合、第3セクターでの借入金残高にたいして負担する額や、全職員の退職金への負担額など、今後支出が必要となる額と、町の貯金の額や交付税で措置される額などを勘案し、将来において一般会計の負担となる程度で、将来の財政への圧迫度を示すものです。

★ 資金不足比率は、水道や下水道事業など公営企業の資金不足を料金収入の規模と比較して指標化されたもので、経営の深刻度を示すものです。

○制度の特徴

財政健全化法では、地方自治体の財政状況を、単年度の収支のみならず、町の貯金や税収と借金とのバランス、水道や下水道といった特別会計の経営状態、清掃センターや老人福祉施設組合などの一部事務組合への支出など、今後、町の財政にどれだけ負担となってくるのか、といったところまで財政健全化判断比率として数値化して、将来にわたって町の財政状況を的確に把握し、早期に健全化を図ろうというものです。

また、その判断比率は段階的に基準が設けられており、イエローラインとなる早期健全化基準、レッドラインとなる財政再生基準があります。この基準を超えた場合には、自動的に早期健全化団体、または財政再生団体となります。

○判断基準を超えた場合

★早期健全化団体

健全化判断比率の4指標のいずれか1つでも早期健全化基準以上となった場合、早期健全化団体として自主的に財政の健全化を図るため、次のことを行い、実質赤字比率と連結実質赤字比率は実質赤字の解消を、ほかの2指標は基準未滿となることを目指します。

- ・財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・策定した財政健全化計画を総務大臣、県知事に報告
- ・毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・個別外部監査契約に基づく監査

また、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の健全化が困難と判断された場合、総務大臣又は県知事から必要な勧告を受ける場合があります。

★財政再生団体

健全化判断比率のうち将来負担比率を除く3指標のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生団体として国の関与を受けながら財政の再生を図るため、次のことを行い、実質赤字比率と連結実質赤字比率は実質赤字の解消を、実質公債費比率は基準未滿となることを目指します。

- ・財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- ・同意がない場合には、災害復旧事業など一部の町債を除き、町債の発行は不可能
- ・毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・個別外部監査契約に基づく監査

また、財政再生計画が、実際の財政運営に適合しないと判断された場合、総務大臣から予算の変更など必要な措置の勧告を受ける場合があります。

★ 資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・策定した経営健全化計画を総務大臣、県知事に報告
- ・毎年度、経営健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・個別外部監査契約に基づく監査

また、経営健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の健全化が困難と判断された場合、総務大臣又は県知事から必要な勧告を受ける場合があります。